

放送法等の一部を改正する法律案要綱

第一 放送法の一部改正関係

(第一条関係)

一 テレビジョン放送の定義に関する事項

テレビジョン放送の定義を、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）とすること。

二 日本放送協会による放送番組等の提供の業務に関する事項

日本放送協会（以下「協会」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、協会が放送した放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を行うことができるとし、当該業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととすること。

三 国際放送に関する事項

1 国際放送及び委託協会国際放送業務を、邦人向け及び外国人向けの別に規定するとともに、協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によ

るものとしなければならないこととする。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の一部を協会の子会社に委託しなければならないこととする。

3 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、一般放送事業者に対し、必要な協力を求めることができることとする。

4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集等に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならないこととする。外国向け国際放送の放送番組の編集等に当たっては、国際親善の増進等に資するようにしなければならないこととする。

四 協会の経営委員会等に関する事項

1 経営委員会は、協会の経営に関する基本方針等の決定及び役員職務の執行の監督を行うとともに、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取するものとする。

2 経営委員会の委員の選任について、全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならないこととする。

3 経営委員会の委員長は、その議事録を作成し、公表しなければならないこととともに、協会は、役職員の給与等の支給の基準及び服務に関する準則を定め、これを公表しなければならないこととする。

4 協会に、役員の職務の執行を監査する監査委員会を置くこととともに、監査委員は、経営委員会の委員の中から経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならないこととする。

5 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととする。

五 国際放送の実施の要請に関する事項

総務大臣は、協会に対し、放送区域等を指定して国際放送等を行うことを要請することができることとする。

六 有料放送の料金に関する事項

多重放送以外の放送（人工衛星の無線局により行われるものを除く。）による有料放送の役務の料金

について、認可制を事前届出制とすること。

七 有料放送管理業務に関する事項

1 有料放送契約の締結の代理等の業務（有料放送管理業務）を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならぬこととする。

2 有料放送管理事業者は、業務の実施方針の策定等のその業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。

八 委託放送事業者の事業譲渡に伴う地位の承継に関する事項

委託放送事業者が委託放送業務を行う事業を譲渡したときは、当該事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができることとする。

九 認定放送持株会社に関する事項

1 以上の地上系一般放送事業者を含む二以上の一般放送事業者を子会社としようとする会社等は、総務大臣の認定を受けることができることとする。

2 金融商品取引所に上場されている株式等を発行している認定放送持株会社は、氏名等を株主名簿等

に記載等することとした場合に間接による外国性の制限に係る欠格事由に該当することとなるときは、記載等を拒むことができることとする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合において適用する同項第四号の基準は、当該持株会社の子会社であることの特性を勘案した基準とすること。

4 認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者は、その放送対象地域向けの放送番組を有するように努めることとする。

5 認定放送持株会社の一の株主がその有する株式等のすべてについて議決権を有することとした場合に、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、保有基準割合を超えることとならないように議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主は、当該株式についての議決権を有しないこととする。

十 再発防止計画に関する事項

総務大臣は、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて国民生

活に悪影響を及ぼすものを行ったと認めるとき等は、放送事業者に対し、同様の放送の再発防止計画の策定及びその提出を求めることができることとし、当該計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表することとする。

十一 その他規定の整備をすること。

第二 電波法の一部改正関係

(第二条関係)

一 実験無線局について、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局を含めることとするとともに、名称を実験等無線局に改めること。

二 無線局の開設等により混信その他の妨害を与えるおそれがある場合に、免許等を受けて無線局を開設等しようとする者その他の無線局の免許人等との間で妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わない等のときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせん及び仲裁を申請することができることとする。

三 一定の無線局の免許人等は、地震等非常の事態が発生した場合等において、人命の救助等のために必要な通信を行うときは、当該無線局を自己以外の者に運用させることができることとし、その際、総務

大臣に届け出るとともに、適正な運用が行われるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないこととする。

四 登録局の登録人は、電波の能率的な利用に資する運用が行われ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局を自己以外の者に運用させることができることとし、その際、総務大臣に届け出るとともに、適正な運用が行われるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないこととする。

五 電波監理審議会への必要的諮問事項として電波法第九十九条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができることとする。

六 その他規定の整備をすること。

第三 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正関係

(第三条関係)

一 放送法の準用に関する事項

再発防止計画に関する放送法の規定は、有線ラジオ放送の業務を行う者について、準用するものとする。

ること。

二 その他規定の整備をすること。

第四 有線テレビジョン放送法の一部改正関係

(第四条関係)

一 放送法の準用に関する事項

再発防止計画に関する放送法の規定は、有線テレビジョン放送について、準用するものとする。

二 その他規定の整備をすること。

第五 電気通信事業法の一部改正関係

(第五条関係)

一 総務大臣は、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとする。

二 その他規定の整備をすること。

第六 電気通信役務利用放送法の一部改正関係

(第六条関係)

一 放送法の準用に関する事項

有料放送管理業務に関する放送法の規定及び再発防止計画に関する放送法の規定は、電気通信役務利用放送について、準用するものとする。

二 その他規定の整備をすること。

第七 その他

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。